広
 報
 資
 料

 捜
 査
 第
 二
 課

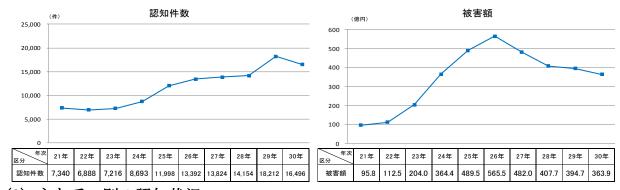
 生
 活
 安
 全
 企
 画

平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について(確定値版)

1 特殊詐欺 (※1) の認知状況

(1) 情勢全般

- 認知件数は平成22年以降、平成29年まで7年連続で増加したが、平成30年は16,496件(前年比-1,716件、-9.4%)と減少。また、被害額は363.9億円(前年比-30.8億円、-7.8%)と平成26年以降4年連続で減少。しかしながら、認知件数・被害額共に高水準で推移しており、依然として深刻な情勢。
- 41道府県において認知件数が減少した一方で、東京(3,913件、+403件)、 埼玉(1,424件、+191件)、神奈川(2,604件、+181件)の認知件数が大幅に増加(※2)。
- 既遂1件当たりの被害額は、233.2万円(+4.3万円、+1.9%)。
 - ※1 面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺)、振り込め詐欺以外の特殊詐欺(金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺)を総称したものをいう。
 - ※2 認知件数が増加した都県~東京、埼玉、神奈川、山梨、静岡、大阪



(2) 主な手口別の認知状況

- 平成29年に大幅に増加したオレオレ詐欺は、平成30年も前年比で認知件数が増加(9,145件(前年比+649件、+7.6%))した一方で、被害額は減少(188.9億円(前年比-19.0億円、-9.2%))。
- 平成29年に大幅に増加した架空請求詐欺は、平成30年は前年比で認知件数が減少(4,844件(前年比-909件、-15.8%))した一方で、被害額は増加(138.4億円(前年比+10.7億円、+8.4%))。オレオレ詐欺と架空請求詐欺の2手口で認知件数全体の84.8%を占める。
- 平成29年に減少に転じた還付金等詐欺は、平成30年も認知件数・被害額共に

前年比で大幅に減少(1,904件(前年比-1,225件、-39.1%)、22.5億円(前年比-13.3億円、-37.2%))。

振り込め詐欺手口別認知件数の推移

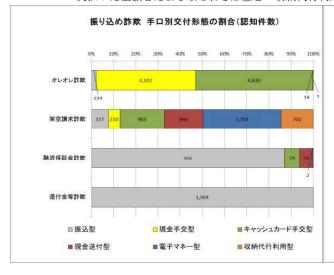


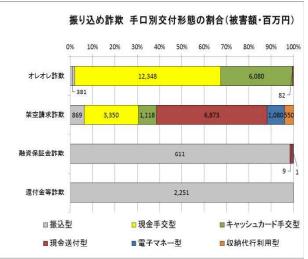
振り込め詐欺手口別被害額の推移



(3) 主な被害金交付形態別の認知状況

- キャッシュカード手交型は、平成27年から引き続き増加(5,824件(前年比+1,768件、+43.6%)、72.0億円(前年比+10.5億円、+17.0%))。
- 現金手交型は依然として高水準で推移(4,367件(前年比-519件、-10.6%)、 158.0億円(前年比-20.6億円、-11.6%))。
- 平成29年に増加した電子マネー型は減少(1,708件(前年比-1,180件、-40.9%)、10.8億円(前年比-4.5億円、-29.6%))。
- 平成29年下半期から増加した収納代行利用型 (※3) は、平成30年に入り減少傾向 (703件 (前年比-224件、-24.2%)、5.5億円 (-2.7億円、-33.3%))。
 - ※3 収納代行利用型:収納代行とは、通信販売等の代金や公共料金の支払いについて、利用者が本来支払うべき相手に直接支払うのではなく、コンビニエンスストア等において支払うことにより、当該コンビニエンスストア等から通知を受けた業者(収納代行会社)が、以後の決済手続を代行するものであるが、架空の有料サイト利用料金等の支払を求められた被害者が、コンビニエンスストア等で収納代行の方法での支払を要求され、代金として支払った金額をだまし取られる形態を「収納代行利用型」としている。







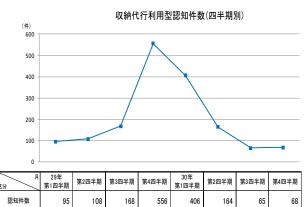


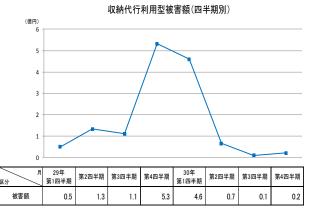












(4) 被害者の隙を見てキャッシュカードを窃取する手口の事件の発生

平成30年中、キャッシュカード手交型のオレオレ詐欺等と同視し得るものとして、被害者の隙を見てキャッシュカードを窃取する手口の事件が多く認められた。その典型的な手口としては、警察官、全国銀行協会職員等を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカードを準備させた上で、受け子が被害者の隙を見てキャッシュカードを別のカードにすり替えるなどして窃取するものであり、首都圏と大阪を中心に多発している。(※4)

この手口の窃盗は、平成30年中、認知件数1,348件、被害額18.9億円となっている。(※5)

- ※4 罪名は「窃盗」となり、特殊詐欺の統計には含んでいない。
- ※5 都道府県警察に対する特別調査により集計。

(5) 高齢者等の被害状況

- 特殊詐欺全体での高齢者(65歳以上)の被害の認知件数は、12,884件(前年 比-312件、-2.4%)で、全体に占める割合(高齢者率)は78.1%(+5.6P)と なっており、高齢者の被害防止が引き続き課題。
- 手口別で高齢者率が高いのは、オレオレ詐欺 (96.9%)、金融商品等取引名 目詐欺 (87.0%)、還付金等詐欺 (84.6%) の3手口
- 他方、架空請求詐欺は、幅広い世代で被害が生じており、特に、有料サイトの閲覧や登録等を理由に現金や電子マネーをだまし取る「有料サイト利用料金等名目」の架空請求詐欺は、20代から50代の女性の被害が約4割(40.9%)。

2 平成30年における特殊詐欺対策の取組

(1) 犯行グループの壊滅に向けた検挙対策

ア 取締りの推進

- 架け子を一網打尽にする犯行拠点の摘発を推進し、61箇所を摘発(前年比-7箇所)。
- だまされた振り作戦や職務質問による現場検挙等を推進し、受け子や出し 子、それらの見張役1,775人を検挙(前年比+170人、+10.6%)。
- これらの取組を推進したところ、5,159件(前年比+515件、+11.1%)、 2,686人(前年比+238人、+9.7%)を検挙し、件数・人員共に増加。
- 暴力団構成員等(※6)の検挙人員は625人(前年比+7件、+1.1%)で、特殊詐欺全体の検挙人員の2割強(23.3%)。
- 少年の検挙人員は749人で、特殊詐欺全体の検挙人員の約3割(27.9%) を占め、増加傾向(前年比+269人、+56.0%)。少年の検挙人員の約8割(75.6%)が受け子で、特殊詐欺全体の受け子の検挙人員の4割弱(36.5%)。
 - ※6 暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者





【犯行拠点の内訳】

東京	埼玉	千葉	神奈川	福岡	大阪	香川	栃木	兵庫	佐賀
38	4	5	5	1	3	1	1	2	1

賃貸 マンション	賃貸 オフィス	ホテル	民泊	一般住宅	カラオケ ボックス	車両内
47	5	5	1	1	1	1

イ 犯行ツール対策の推進

- 預貯金口座や携帯電話の不正な売買等、特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を 推進し、4,122件(前年比-283件)、3,046人(前年比-261人)を検挙。
- 犯行に利用された携帯電話 (MVNO (※7) (仮想移動体通信事業者) が 提供する携帯電話を含む) について、役務提供拒否に係る情報提供を推進 (10,137件の情報提供を実施)。
- 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、 電話を事実上使用できなくする「警告電話事業」を実施(平成30年度は12月 末現在で対象となった5,032番号のうち、3,450番号(68.6%)について効果 が認められた。)(※8)。
 - ※7 Mobile Virtual Network Operatorの略。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業者。
 - ※8 本事業では、20日間連続して架電し、警告メッセージを流すこととしており、この20日間に再 度犯行に使用されなければ事業効果ありとみなしている。

(2) 防犯指導の推進

- 特殊詐欺等の捜査過程で押収した高齢者の名簿を活用し、注意喚起を実施 (22都府県でコールセンターによる注意喚起を実施。高齢者に加え、予兆電話 多発地域の金融機関等にも注意喚起を実施)。
- 犯人からの電話に出ないために、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設 定することなどの働き掛けを実施。
- 自動通話録音機につき、自治体等と連携した無償貸与等の普及活動を推進 (平成30年12月末現在、45都道府県で約11万台分を確保)。全国防犯協会連合 会と連携し、迷惑電話防止機能を有する機器の推奨を行う事業を実施。

(3) 関係事業者との連携による被害防止対策の推進

- 還付金等詐欺対策として、金融機関と連携し、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円(又は極めて少額)とし、窓口に誘導して声掛け等を行う取組を推進(47都道府県・400金融機関(地方銀行の88.5%、信用金庫の98.5%)で実施)。全国規模の金融機関等においても取組を実施。



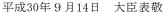
军次 区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
認知件数(既遂)	8,132	11,161	12,444	12,769	13,253	17,239	15,604
阻止件数	3,721	6,540	10,731	12,332	13,139	17,107	14,153
阻止/(認知+阻止)	31.4%	36.9%	46.3%	49.1%	49.8%	49.8%	47.6%
阻止額(億円)	95.1	193.4	296.5	267.0	188.6	1825	143.1

- キャッシュカード手交型への対策と [MILLEM (場円) | 051 | 1034 | 2065 | 2670 | 1886 | 1825 | 1431 | して、警察官や銀行職員等を名乗りキャッシュカードをだまし取る手口の広報、キャンペーン等による被害防止活動を推進。また、被害拡大防止のため、金融
 - 機関と連携し、高齢者のATM引出限度額を少額とし、さらに、預貯金口座の モニタリングを強化する取組を推進。
- 電子マネー型や収納代行利用型への対策として、コンビニエンスストア、電子マネー発行会社、収納代行会社等と連携し、電子マネー購入希望者や収納代行利用者への声掛け、チラシ等の啓発物品の配布、端末機の画面での注意喚起などの被害防止対策を推進。

(4) オレオレ詐欺予防プロジェクトチームとの連携

- オレオレ詐欺の被害を予防するため、芸能界で活躍する方々による「ストップ・オレオレ詐欺47~家族の絆作戦~」プロジェクトチーム(略称:SOS47)と連携し、高齢者のみならず、その子供・孫世代まで、幅広い層への働き掛けを強化。
- プロジェクトチームは、広報イベントへの参加、SNS、ウェブサイト等による情報発信活動を実施。







平成30年11月30日 委嘱式

(5) オレオレ詐欺被害者等に対する調査の実施

被害の実態等を把握し、被害防止対策に資することを目的として、平成30年8月から4ヶ月間、親族をかたるオレオレ詐欺について、被害者、事業者の協力により被害に遭わなかった者、家族・親族が見破り被害に遭わなかった者、自ら看破した者(計1,099人)に対して調査を実施。

3 今後の取組

(1) 犯行グループの壊滅に向けた更なる取組

- 特殊詐欺の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等の犯罪者グループ等に 対し、各部門において多角的な取締りを推進。
- 首都圏を中心に、拠点摘発による架け子の検挙を推進。
- だまされた振り作戦の推進と被害発生後の追跡捜査の徹底による受け子及び 出し子等の現場検挙を推進。
- 架け子や受け子等の検挙からの突き上げ捜査を徹底。
- 少年が受け子等として特殊詐欺に加担している現状等を踏まえ、犯行への新規参入を阻止するため、ポスター等を活用した広報啓発に加え、関係機関等と連携した情報発信や非行防止教室等の開催等を通じ、少年の規範意識の向上を図る。

(2) 犯行に利用される電話の利用制限に向けた更なる取組

- レンタル携帯電話やMVNOの携帯電話につき、引き続き、携帯電話不正利 用防止法に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する情報提供を推進す るほか、犯行利用電話に対する利用停止要請の制度を活用。
- 転送電話等を利用して相手方に固定電話番号を表示させる仕組みについて は、関係省庁や事業者と連携し、犯行に利用された電話番号の利用停止を含め た有効な対策について検討を推進。
- 悪質な事業者等に対する取締りを強化。
- 犯行利用電話に対して、繰り返し警告メッセージを流す警告電話事業を引き 続き推進。

(3) 社会全体で取り組む被害防止対策の推進

高齢者の被害や多発する手口の被害防止に向けて、高齢者やその家族、事業者等も含めた社会全体での被害防止活動を強力に推進。

ア 効果的な広報啓発

- 幅広い世代に対して発信力を有する芸能人の方々による「オレオレ詐欺予防プロジェクトチーム」と連携するなど、高齢者の子供や孫の世代も含めて、 日常的に家族間で連絡を取り合ってもらうための効果的な広報啓発を推進。
- コールセンター事業の充実、押収名簿を活用した防犯指導・注意喚起を推 進。
- 犯人からの電話に出ないようにするため、高齢者宅の固定電話を常に留守 番電話に設定することの働きかけや迷惑電話防止機能を有する機器の普及を

促進。

- 多発するキャッシュカード手交型の被害防止を図るため、キャッシュカードをだまし取る手口の周知等による被害防止活動を強化。
- マスメディア、インターネット、電子メールやSNS等の活用を強化。 イ 実態に即した事業者ごとの被害防止対策
 - 金融機関

キャッシュカード手交型への対策として、高齢者のATM利用制限を促進。 また、現金手交型等への対策として、高齢者の高額な払い戻しに係る全件 通報の徹底を呼びかけ。

- コンビニエンスストア 電子マネー型への対策として、電子マネー購入希望者への声掛けや端末機 の画面による注意喚起の一層の強化を要請。
- ウ オレオレ詐欺被害者等に対する調査の結果を踏まえた被害防止対策の推進 オレオレ詐欺被害者等に対する調査の結果を踏まえ、高齢者及びその家族等 に対する広報啓発等の被害防止対策をより効果的に推進。